

## 1 改正要旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に鑑み、審査会は審査請求人及び参加人に対し答申書（保有個人情報の開示決定等についての審査請求に係る諮問に対する答申に係る答申書を除く。）の写しを送付することとする等所要の改正を行うものである。

## 2 施行日

令和6年4月8日